

# 令和 6 年度京都支部事業計画（案）

令和6年1月16日

令和5年度第3回評議会

令和6年度 全国健康保険協会 事業計画（案）

京都支部（令和6年度）	京都支部（令和5年度）
<div data-bbox="197 384 607 440" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> </div> <p><b>○ 健全な財政運営 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・経済団体をはじめとした関係団体に対して、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会けんぽの財政は、<u>加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、</u></p>	<div data-bbox="1133 384 1543 440" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> </div> <p><b>① 健全な財政運営 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・経済団体をはじめとした関係団体に対して、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、京都府における第4期医療費適正化計画等の策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展によ</p>

近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ **業務改革の実践と業務品質の向上**

① **業務処理体制の強化と意識改革の徹底 《業務 G》**

- ・研修等の充実により職員個々の多能化を図るとともに、業務量の多寡や優先度に応じた柔軟かつ最適な対応ができるよう主任を中心とした組織運営を強固なものにすることで、業務処理の品質を追求し、生産性の向上を推進する。
- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・業務品質及び生産性の向上に対する職員の意識改革を促進し、職員全員が課題を共有し、解決策が提案できるような組織を構築する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸

り、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。

その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

移 動

透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

## ② サービス水準の向上 《業務 G》

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者への迅速なサービスの提供を目的に、システムにおける自動審査機能を最大限に活用できるよう、各種申請手続きにかかる周知広報を実施する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・職員の法制度にかかる知識や説明能力の向上のための人材育成を行うことにより、相談対応スキルの標準化を推進し、加入者に寄り添った相談業務を実施することで、お客様満足度の向上を図る。  
加えて、問い合わせの多い内容に重点を置いた、より分かりやすい広報を推進することで、相談業務の効率化を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見等から業務の課題を洗い出し、改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付で

## ③ サービス水準の向上 《業務 G》

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）を整備し、お客様満足度の向上を図る。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見だし、窓口・電話対応などのサービス水準の向上に努める。
- ・今後も予想される新型コロナウイルスの感染拡大を起因とする現金給付の申請件数の急増に対しては、支部総合支援体制で柔軟に対応し、サービススタンダードの遵守と適正かつ迅速な支払いに努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付で

あることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を **100%**とする  
2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を**対前年度以上**とする

削除

### ③ 現金給付等の適正化の推進 《業務 G》

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施し、現金給付の適正化を推進する。
- ・現金給付の事後調査において、情報系システムを活用した支給決定データ等の分析により、不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P Tにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を

あることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要がある、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする  
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を **96%**以上とする

### ③ 限度額適用認定証の利用促進 《業務 G》

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き・事業主・加入者・健康保険委員へチラシ、リーフレットなど様々な広報を展開するとともに、医療機関などの申請状況を検証し、さらなる利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

### ④ 現金給付の適正化の推進 《業務 G》

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化 P Tにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。

施するなど厳正に対応する。

・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

・柔道整復施術療養費について、情報系システムを活用した分析等により、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）を抽出し、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性・迅速性を高める。

#### ④ レセプト点検の精度向上 《レセプトG》

・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件あたり査定額の向上に取り組む。

・自動点検マスタ等本部提供による他支部データを活用し、システム点検の精

・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

#### ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 《レセプトG》

・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、点検員のスキルアップ及びシステムを活用した効率的な点検に重点を置き、査定率及び再審査レセプト1件あたり査定額の向上に取り組む。

度向上、効率化を図る。

・社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

・再審査査定結果等からレセプト点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、近畿ブロック支部と情報共有を図り、社会保険診療報酬支払基金の事務集約による変化に対応していく。また、近畿審査事務センターと適正給付について課題共有の場を設け情報連携を図る。

・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、日々の業務進捗状況や業務量を分析し、効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を図る。

・各主任による情報連携を強化し事務処理の標準化、効率化、簡素化を徹底し業務の生産性を向上させる。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に

・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、支部間差異の解消等）を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、支部間差異の解消に向けて積極的に情報提供を行う。

・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックと目視審査に振り分けが行われることを踏まえ、社会保険診療報酬支払基金との連携強化を図り、合算査定率の向上を図る。また、近畿ブロック支部と連携し、社会保険診療報酬支払基金の事務集約による変化に対応していく。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセブ

高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率 (※) について**前年度以上**とする

(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を**前年度以上**とする

⑤ **債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 《レセプトG》**

- ・発生した債権 (返納金、損害賠償金等) については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・債権回収をより円滑に実施するため債権担当職員の知識やスキルの向上を図り、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施するほか、接触率向上を目的とした新たな手法による催告を実施し債権回収率の向上を図る。
- ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正

トを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

(※)電子レセプトの普及率は 98.7% (2021 年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について**対前年度以上**とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を**対前年度以上**とする

⑥**返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 《レセプトG》**

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納者の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・次期システムを効果的に活用し、資格点検及び外傷点検の効率化を図ることにより、返納金債権の早期回収に取り組むとともに、加入者へのアプローチを強化する。保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。



な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある

- KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする
- 2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるま

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出（※1）が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス（※2）の拡充により、保険者間調整（※3）が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

（※3）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調達することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- KPI：②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

での取組とする

移 動

#### ⑥ ICT化の推進 《全 G 共通》

- ・オンライン資格確認システムの制度概要やメリットを加入者・事業主に周知する。
- ・キャンペーン等を活用しマイナンバーカードの健康保険証利用を推進する。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

#### ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底 《業務 G》

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を  
94%以上とする

#### ⑧ オンライン資格確認の円滑な実施 《業務 G・レセプト G》

- ・社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会等と連携し、オンライン資格確認についての周知やマイナンバーカードの保険証利用促進を図る。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

移 動

### ⑨業務改革の推進《業務G・レセプトG》

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・現金給付等における申請内容や事業状況について、分析や前年度との比較を行い、事業の展開や事業主への情報提供を行う。
- ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。本部から提供される相談マニュアル・FAQ・研修プログラム等を活用し、相談業務の品質の向上を図る。
- ・新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。
- ・事務室移転にあわせて、効果的な相談ユニット体制、及び新システムの事務処理に最適な環境、マネジメント体制を構築し、生産性の向上と職員の育成、意識改革を推進する。

#### 【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

## 2. 戦略的保険者機能関係

移 動

### ○ データ分析に基づく事業実施

#### ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 《企画総務 G》

- ・医療費の適正化に向けて、京都府と連携して地域別医療費や健康課題等の分析を行い、自治体等との連携事業で活用する。
- ・働き世代の健康課題を業態別に取り纏めたデータブックを活用し、働き方の見直しや健康づくりを促すような発信を行う。
- ・協会けんぽが保有する様々なデータを複合的に捉えて分析を行い、自支部の特徴や課題を把握して効果的な健康づくり事業等の実施に繋げる。
- ・情報系システムを活用して、効果的・効率的に業務を推進する。
- ・本部における統計分析研修を活用等による人材の育成

#### 【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

移 動

**【困難度：高】**

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

**② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 《企画総務 G》**

・業態別・健康課題への対応策等、調査研究において外部有識者の知見を活用し、エビデンスに基づいた情報発信を行う。

**【重要度：高】**

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

**【困難度：高】**

外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

**③ 好事例の横展開 《企画総務 G》**

・パイロット事業等における効果的な手法を確認し、取り組みを検討する。  
・支部において事業所における取り組みの好事例について、関係団体と連携しながら横展開を図る。

**【重要度：高】**

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料

新 設

新 設

率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等に当たっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまで地域の特徴を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

○ **健康づくり**

① **保健事業の一層の推進 《保健 G》**

・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。対策を進めるべき重大な疾患に第2期に続き心疾患を据え、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」のほか、情報系システム等のツールを用いて地域や業態分析も行いPDCA サイクルを回し取組の実効性を高める。

② **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 《保健 G》**

・健診の受診勧奨対策

・引き続き、更なる保健事業拡大のため生活習慣病予防健診の一般健診の

新 設

移 動

i) **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 《保健 G》**

○ 健診の受診勧奨対策

・更なる保健事業拡大のため生活習慣病予防健診の一般健診・付加健

自己負担軽減と付加健診の対象年齢の追加について十分な周知・広報を実施する。また、事業者健診結果の提供勧奨と併せて生活習慣病予防健診への切替えを案内する。

- ・健診カルテ、業態別健康課題の活用等による効果的・効率的な受診勧奨
- ・「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨の取組の推進
- ・健診機関と連携した受診勧奨
- ・契約健診機関、健診会場の拡大
- ・GISを活用した効果的な受診勧奨
- ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進による特定健診の拡大
- ・京都府・京都労働局をはじめ関係団体等と連携した事業者健診データ提供勧奨
- ・厚労省通知の新スキーム定着による事業者健診データ取得率の向上

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況であ

診等の自己負担軽減を実施することについて十分な周知・広報を実施する。また事業者健診結果の提供勧奨と併せて生活習慣病予防健診の自己負担額軽減を周知する。

- ・健診カルテ、業態等の選定による効果的・効率的な受診勧奨
- ・業態別カルテを活用することによる業界団体を通じた効果的な広報
- ・健診機関と連携した受診勧奨
- ・契約健診機関、健診会場の拡大
- ・GISを活用した効果的な受診勧奨
- ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進による特定健診の拡大
- ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨
- ・厚労省通知の新スキーム定着による事業者健診データ取得率の向上

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

る。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：343,673人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 **68.8%**

（実施見込者数：236,447人）

- ・事業者健診データ 取得率 **7.3%**

（取得見込者数：25,088人）

■ 被扶養者（実施対象者数：94,724人）

- ・特定健康診査 実施率 **31.9%**

（実施見込者数：30,217人）

■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を **68.8%以上**とする

2）事業者健診データ取得率を **7.3%以上**とする

3）被扶養者の特定健診実施率を **31.9%以上**とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上 《保健G》

・保健指導の実施率及び質の向上

・特定保健指導実施率向上のため健診・保健指導・医療機関への受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく広報を実施すると共に、令和4年度策定の標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。

・健診当日の初回面談実施拡大に向けた健診機関への働きかけ、及び事業所とも連携した取り組みの推進

○ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：340,977人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 **68.5%**

（実施見込者数：233,569人）

- ・事業者健診データ 取得率 **8.5%**

（取得見込者数：28,983人）

○ 被扶養者（実施対象者数：98,372人）

- ・特定健康診査 実施率 **30.0%**

（実施見込者数：29,512人）

■ KPI：健診受診率を **66.5%以上**とする

① 生活習慣病予防健診実施率を **68.5%以上**とする

② 事業者健診データ取得率を **8.5%以上**とする

③ 被扶養者の特定健診実施率を **30.0%以上**とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 《保健G》

○ 保健指導の実施率及び質の向上

・特定保健指導実施率向上のため健診・保健指導・医療機関への受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく広報を実施するとともに、令和4年度策定の標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）を実施する

・健診当日の初回面談実施拡大に向けた健診機関への働きかけ



- ・健診機関へのサポートと進捗管理強化による指導実施件数の向上
- ・データを活用した効率的・効果的な受診勧奨ターゲットの選定
- ・質を確保しつつ外部委託等も活用し I C T 等特定保健指導の多様化に対応した受診勧奨

・他府県在住者（大規模事業所）への I C T 活用による特定保健指導の推進強化に加えて、健診当日実施や委託による時間外実施など対象者にあわせた実施方法を提案することで実施率の向上を図る。

・「健診サポート機関の設置（トータルヘルスケアサポート）」の継続実施

・経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため業態、事業所規模ごとの特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する事例を収集し横展開を図る。

・特定保健指導の業態別の成功事例の収集活用。

・保健師、管理栄養士はチーム勉強会や研修会等を通じ特定保健指導の質の向上を図る。

・第 4 期特定健診・特定保健指導において「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導の推進。

・「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」等の達成が健診結果の改善に繋がる等アウトカム指標の背景も適切に周知する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者

- ・健診機関へのサポートと進捗管理強化による指導実施件数の向上

・健康宣言事業所や大規模事業所への効果的な受診勧奨

・I C T 活用等特定保健指導の多様化に対応した受診勧奨

他府県在住者（大規模事業所）への I C T 活用による特定保健指導の推進強化に加えて、健診当日実施や委託による時間外実施など対象者にあわせた実施方法を提案することで実施率の向上を図る。

・自治体や基幹病院と連携した特定保健指導共同実施拡大による北部地域等への指導強化

・パイロット事業の最終報告を踏まえた「健診サポート機関の設置（ワンストップヘルスケアサービス）」の継続実施

・経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため業態、事業所規模ごとの特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する事例を収集し横展開を図る。

・令和 6 年度から開始される第 4 期特定健康診査等実施計画において、腹囲 2 cm・体重 2 kg 減を達成した場合には保健指導の支援回数や支援時間などを問わずに終了するなど、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるこれまでの特定保健指導やモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法について検討し、実施に向けた実施機関や指導員への研修等を行う

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者

のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：52,045人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 **19.1%**  
（実施見込者数：9,941人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,599人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 **14.6%**  
（実施見込者数：379人）
- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を **19.1%**以上とする  
2）被扶養者の特定保健指導実施率を **14.6%**以上とする

のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：53,561人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 **33.2%**  
（実施見込者数：17,782人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,774人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 **18.3%**  
（実施見込者数：508人）

- KPI：特定保健指導の実施率を **32.5%**以上とする
  - ① 被保険者実施率を **33.2%**以上とする
  - ② 被扶養者実施率を **18.3%**以上とする

④ 重症化予防対策の推進 《企画総務 G・保健 G》

- ・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施
- ・未治療者の受診率の向上を図るため健診から保健指導・受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し血圧・血糖、LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を実施する。特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・健診受診月を予測して昨年度の健診結果を振り返る（三次勧奨）を継続実施
- ・文書勧奨をアウトソース、支部による電話勧奨・特定保健指導面談時の勧奨の実施
- ・トータルヘルスケアサポートを引き続き活用し、健診機関と協働した早期介入による受診勧奨を実施する。
- ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
  - ・市郡医師会・かかりつけ医との連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入
  - ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議等での意見発信、情報交換
- ・健診結果を複合的に捉えた疾病予防
  - ・健診項目単体ではなく複合的に未来のリスクを把握し、健康リスクが高い層に対して、自治体や業界団体等の関係団体と連携した健康づくり事業を実施する。また、保健指導員への研修を行うことで保健指導において活用する。
- ・データ分析結果に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチを行うこと

iii) 重症化予防対策の推進 《企画総務 G・保健 G》

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 12,000人程度
- ・未治療者の受診率の向上を図るため健診から保健指導・受診勧奨まで一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し血圧・血糖に加えデータヘルス計画に基づき全国に令和3年度より先駆けて実施してきたLDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を実施する
- ・文書勧奨をアウトソース、支部による電話勧奨・特定保健指導面談時の勧奨の実施
  - 全国でパイロット事業として実施されることになったワンストップヘルスケアサービスを活用し、健診機関と協働した早期介入による受診勧奨を実施する
- ・健診受診から治療に至るまでの対象者の動向を把握し効果的な受診勧奨を実施する
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
  - ・市郡医師会・かかりつけ医との連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入
  - ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信、情報交換
- 健診結果を複合的に捉えた疾病予防
  - ・健診項目単体ではなく複合的に未来のリスクを把握し、健康リスクが高い層に対して、自治体や業界団体等の関係団体と連携した健康づくり事業を実施する。また、保健指導員への研修を行うことで保健指導において活用する。
- ・データ分析結果に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチを行う

で、加入者の健康に向けた行動を促す。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を  
**対前年度以上**とする

#### ⑤ コラボヘルスの推進 《企画総務 G》

- ・加入者のヘルスリテラシー向上と事業所ステータス向上を目的とした「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大とフォローアップの強化を行う。
- ・健康保険委員登録、健康宣言エントリー、健康経営の実践と段階的にステップアップしながら健康経営に取り組む「健康経営チャレンジプログラム」の推進
- ・未宣言事業所の健康保険委員に対する宣言勧奨の強化
  
- ・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの実施
  
- ・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催
- ・事業所や産業保健総合支援センター等と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の推進
- ・事業所の健康課題を見える化した「事業所カルテ」を活用した宣言事業所勧奨並びに宣言事業所のフォローアップ
- ・健康保持・増進を目的として、健康経営の取組みが顕著な企業等との連携等、事業所に対する健康経営の実践サポートを実施する

ことで、加入者の健康に向けた行動を促す。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を  
**13.1%以上**とする

#### iv) コラボヘルスの推進 《企画総務 G》

- 「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大
- ・健康保険委員登録、健康宣言エントリー、健康経営の実践と段階的にステップアップしながら健康経営に取り組む「健康経営チャレンジプログラム」の推進
  
- ・未宣言事業所の健康保険委員に対する宣言勧奨の強化
- ・健康宣言事業所に対するフォローアップの強化
- ・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの実施
  
- ・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催
- ・事業所や産業保健総合支援センター等と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の推進
- ・事業所の健康課題を見える化した「事業所カルテ」を活用した宣言事業所勧奨並びに宣言事業所のフォローアップ

・高齢者人口の増加見通しを踏まえ、プレフレイルの予防等、地域の自治体・保健所等と連携しながら将来の介護予防に向けた啓発を実施する

・京都府等関係団体が実施するイベント等と連携したモデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施

・関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進

・市町村と連携した地域と職域をつなぐ健康づくりの実施

・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ

・京都府等と連携したデータ分析によるエビデンスに基づく健康づくり事業の実施

・京都府が主催する「ヘルス博 Kyoto」をはじめ健康づくりイベント等を通じて、広く京都府民の健康意識の醸成を図る

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を **1,340 事業所（※）** 以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

・京都府等の関係団体が実施するイベント等と連携したモデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施

○ 関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進

・市町村と連携した地域と職域をつなぐ健康づくりの実施

・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ

・京都府等と連携したデータ分析によるエビデンスに基づく健康づくり事業の実施

・京都府が主催する健康づくりイベント「ヘルス博 Kyoto」と連携した家族を含めた事業所における健康づくりの推進

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を **1,010 事業所以上** とする

○医療費適正化

① 医療資源の適正使用 《企画総務 G》

- ・ジェネリック医薬品について、若年層や重点的に取り組む対象を明確にしたうえで行政機関や薬剤師会と連携し使用促進を行う。
- ・医療相談ダイヤルの活用などの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な広報を行う。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする  
（※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

移 動

② **地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 《企画総務 G》**

- ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、医療費データ等の分析結果を活用し、意見発信を行う。
- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ **インセンティブ制度の実施及び検証 《企画総務 G》**

- ・インセンティブ制度の周知広報
- ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。

④ **広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 《企画総務 G》**

- ・WEB 等を活用した戦略的な情報発信
  - ・中長期的な広報戦略に基づき、定期広報誌や WEB 広告等を含めた多様な広報手段を効果的に組み合わせて、一貫性を持った広報を展開する。
  - ・「現在値（いま）をみよう」をテーマとして、健康に関するデータを分析し関係団体や報道機関との「顔の見える地域ネットワーク」を構築しながら効果的に発信する
- ・情報発信を通じて、加入者のヘルスリテラシーを向上させ「健康づくりサイクル

移 動

② **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 《企画総務 G》**

- WEB 等を活用した戦略的な情報発信
  - ・中長期的な広報戦略に基づき、定期広報誌や WEB 広告等を含めた多様な広報手段を効果的に組み合わせて、一貫性を持った広報を展開する。
  - ・「現在値（いま）をみよう」をテーマとして、健康に関する分析データや事業実施結果等を報道機関や加入者にわかりやすく伝えることで、発信力の強化を図る。

の定着」を図ることで京都府の健康寿命延伸につなげていく

- ・本部及び近畿ブロックと連携した広報
- ・本部作成の広報資材の活用を含めて、近畿各支部の協働による効果的な広報実施に向けて取り組む。

- ・健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み

- ・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施
- ・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催
- ・健康保険委員表彰の実施
- ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。

- KPI：1－1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **52.0%以上**とする
- 1－2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

移 動

- 本部及び近畿ブロックと連携した広報
- ・本部作成の広報資材の活用を含めて、近畿各支部の協働による効果的な広報実施に向けて取り組む。

- 保健事業の充実にに関する広報
- ・令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担軽減等の「更なる保健事業の充実」について、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用して広報を行うとともに、事業者健診を実施している事業所に対する生活習慣病予防健診への切り替えに向けた広報を実施する。

- 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み

- ・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施
- ・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催
- ・健康保険委員表彰の実施
- ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **50.6%以上**とする。

③ **ジェネリック医薬品の使用促進 《企画総務 G》**

- ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】
- ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向



移 動

けて関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのデータを活用した情報提供及び連携事業を実施する。

- 本部と連携して、使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや、薬局の属性を踏まえたアプローチ、ターゲットを絞った加入者への広報等の各種取組を実施する。
- 事業主、健康保険委員ヘインセンティブ制度と併せた情報提供
- 紙媒体に加えて SNS 等の活用による広報の強化
- 薬剤師会と連携してジェネリック医薬品や服薬管理等に関する広報資材を作成し、様々な機会を捉えて広報展開を図る。
- 京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合を **80.0%以上**とする。

移 動

#### ④ インセンティブ制度の着実な実施 《企画総務 G》

- インセンティブ制度の周知広報
  - ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。

#### ⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 《企画総務 G》

- 医療審議会、地域医療構想調整会議等での意見発信
  - ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和 5 年度に行われる京都府における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。  
また、支部の分析結果が京都府循環器病対策推進基本計画策定における基礎資料として活用される機会を捉えて意見発信を行う。
  - ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- 上手な医療のかかり方に係る働きかけ
  - ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対してデータを活用した効果的な広報を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が

<div data-bbox="846 395 1032 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">移 動</div>	<p>示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</li> </ul> <p><b>⑥調査研究の推進 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費の適正化に向けて、京都府と連携して地域別医療費や健康課題等の分析を行う。</li> <li>・協会けんぽが保有する様々なデータを複合的に捉えて分析を行い、自支部の特徴や課題を把握して効果的な健康づくり事業の実施に繋げる。</li> </ul>
<div data-bbox="197 850 557 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>3. 組織・運営体制関係</b></div> <p><b>○ 組織や人事制度の適切な運営 《企画総務 G》</b></p> <p>① 事業運営方針発表会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。</li> </ul> <p>② 人事評価制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。</li> </ul> <p>③ コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を</li> </ul>	<div data-bbox="1128 850 1489 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>3. 組織・運営体制関係</b></div> <p><b>①組織や人事制度の適切な運営 《企画総務 G》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業運営方針発表会の実施【年 2 回】</li> <li>・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。</li> <li>○ 人事評価制度の適切な運用</li> <li>・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。</li> <li>○ コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施</li> <li>・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大</li> </ul>

図る。

- ・リスク発生の抑制及び発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検証等の取り組みを実施する
- ・災害発生時における対応について、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。

#### ④ 職員アンケート等の実施

- ・職場を良くするための提案や組織目標を達成するための提案等の吸い上げや、意見交換・情報交換の機会づくりに努め組織運営に活用する

### ○ 職員の健康確保対策 《企画総務 G》

#### ① 産業医と連携した職員の健康管理

- ・要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用した職員の健康管理を行う。

防止を図る。

- ・災害発生時における対応について、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。

#### ○ 新システムに対応した業務処理体制の構築

- ・令和4年度に導入した新システムを活用した効果的な業務処理体制の整備を図る。

#### ○ 事務室の移転

- ・新システムや ICT による特定保健指導等に対応した事務処理環境を整備するとともに、職員の健康管理や水害リスク等に対応するため、令和5年度中に事務室を移転し、マネジメント体制の強化及び執務環境の整備を図る。

### ② 職員の健康確保対策 《企画総務 G》

#### ○ 新型コロナウイルス等の感染防止対策

- ・マスク着用や三密防止など、引き続き感染防止に向けた自己管理の徹底について注意喚起を行うとともに、事務室内における感染防止対策を徹底する。

#### ○ 産業医と連携した職員の健康管理

- ・要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用した職員の健康管理を行う。

### ○ 人材育成 《企画総務 G》

- ① 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施
  - ・OJT による人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
  - ・新人育成のための六角会を通じた研修の実施
- ② 支部内研修の実施
  - ・e ラーニング等多様な研修機会を図ることで、職員の能力開発を促す

### ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 《企画総務 G》

- ① 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
  - ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。
- ② 適正な競争の実施
  - ・原則一般競争入札を行うことでコスト削減を図る。事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付すこととする
- ③ 複数社見積もりによる調達の実施
  - ・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。
- ④ 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
  - ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。

### ③人材育成 《企画総務 G》

- 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施
  - ・OJT による人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
  - ・新人育成のための六角会を通じた研修の実施
- 外部講師を活用した支部内研修の実施
  - ・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促す。

### ④費用対効果を踏まえたコスト削減等 《企画総務 G》

- 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
  - ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。
- 適正な企画競争の実施
  - ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付すこととし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定する。
- 複数社見積もりによる調達の実施
  - ・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。
- 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
  - ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。